

「人材確保」で外国人受入

技能実習新制度、24年国会提出

政府は2月9日、「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開き、技能実習に代わる新制度「育成就労」について方針を固めた。併せて、厚生労働省は16日、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を開催し、EPA介護福祉士を受け入れるための訪問介護事業者へのヒアリングが実施された。

「育成就労」 転籍には年限

政府は技能実習・特定技能制度の在り方について有識者会議を設け、制度の見直しについて議論してきた。2023年11月30日、有識者会議の最終報告書が法務大臣に提出された。

技能実習に代わる新制度「育成就労」の目的は、新たに「人材確保」が加えられた。技能実習では受け入れ対象分野が特定技能と対応していなかった

性が図った上で存続する。

政府の方針について、特定技能人材の現地の教育から紹介・定着支援を行うONODERA USER R U N(東京都千代田区)は、「これまで異なる2つの制度が並走する形だったが、それぞれ

の上下の関係、役割、目的を含めて、位置付けが明確化されたことは大きな一歩」と評している。一方、転籍に年限が設けられた点には「逆に、特定技能では行われていた働きやすい環境、長く働ける場の提供などについて、受け入れ側がおさ

なりになってしまっているのではないかと懸念を示した。

外国人材の教育などを手掛けるZenken(同新宿区)は「日

本語能力の向上対策が盛り込まれたことを歓迎する。日本で長く活躍し自立的にキャリア形成を図る上でも重要であると考え、外国人介護人材向けの介護福祉士資格取得のためのコホート型教育プログラムを提供している。今後受け入れ機関と共に支援体制の構築に努めたい」とコメントしている。

訪問系で就労検討 事業者の事例調査

政府は今後、24年の通常国会での法案提出に向けて調整していく。

研修・相談体制 ICT使い構築

技能実習・特定技能

制度の見直しと足並みを揃えて、外国人介護人材の業務についても検討が進められている。現在認められていない技能実習・特定技能

能人材の訪問系サービスへの従事について、実際に従事する場合にはどのような要件や支援が必要か検討中だ。15日の会合では、その

参考とするために事業所へのヒアリングを

実施した。

光明(名古屋市中区)が運営している「訪問介護ハッピー」は、EPA介護福祉士が3名在籍。1名がサービス提供責任者、2名が訪問ヘルパー兼施設スタッフとして業務に当た

る。研修や記録についてはスマートフォンやタブレットで動画研修を受講できるようにし、介護記録が簡単にできるようなソフトを導入した。相談体制はコミュニケーションアプリを活用し、個別チャットや匿名で気軽に話せる状況となっている。このアプリで過去にEPA女性介護士から訪問先の利用者への対応に困っているとい

う相談が寄せられたため、適切な対応ができた事例がある。

岡山ケアサポート(大阪市)では、外国人介護福祉士3名が一般宅に訪問している。訪問先は、管理者・サ

実が利用者の特性を鑑みた上で決める。初回訪問で先輩職員と同行訪問し、サービスを把握・理解させる。2回目以降は実際に介助を行い、問題ないことを確認。最長3回目で1人での訪問となる。不安がある場合は再度同行を行うなど、対応は臨機応変に行う。

報告した法人では、外国人材は利用者などから好意的に受け止められており、キャリアアップし責任など役職者になって欲しいという意向が共通している。

検討会では訪問系サービスへの外国人材の受け入れ解禁に向け、前向きに議論していく方針だ。